

監査公表第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 25 年 7 月 3 日

彦根市監査委員 内 堀 喜代治

彦根市監査委員 渡 辺 史 郎

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 25 年 6 月中に次のとおり実施した。

監 査 期 日	監 査 対 象
6 月 4 日	上下水道部
6 月 5 日	市立病院
6 月 2 8 日	税務課 納税課

2 監査の方法

平成 24 年度（平成 25 年 4 月末日現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

市立病院、上下水道部、税務課、納税課における収入未済については、差押、支払督促申立等による法的措置を行い解消に向け努力をされているが、債権管理条例等に基づきいっそうの収入未済縮減に努められたい。また新たな収入未済を発生させないよう納期限内納付の徹底に努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。